# 肺がん施設検診 検診票等の紛失について

本市が肺がん施設検診事業を委託している一般社団法人相模原市医師会において、検診の検診票等を紛失したことが判明しました。

本件につきまして、関係者の皆様にご迷惑をお掛けし、深くおわび申し上げます。

# 1 紛失した書類等

封筒に封入された受診者66人分の検診票及びデータCD(1医療機関分)

(1) 肺がん施設検診 検診票 66枚

受診者の氏名、住所、生年月日、電話番号、既往歴及び検診結果等が記載されたもの

(2) データCD 2枚

肺がん施設検診にてエックス線撮影した画像が記録されたもの

#### 2 経緯

- 2月 3日(水) 読影会開催(相模原南メディカルセンター)
  - ・当該医療機関分を含む69医療機関分の読影を実施
  - ・読影会後に医療機関ごとに検診票等を封入
- 2月 4日(木) 市医師会が当該医療機関の検診票等を南メディカルセンターから事務 局に送付
- 2月12日(金) 当該医療機関より市医師会に対し、検診票等が返却されていない旨の 連絡
  - ・市医師会において関係施設等を捜索
  - ・2月3日の読影会に提出していた他の医療機関への聞き取り調査等 を実施(現時点まで紛失した検診票等の発見には至っていない)
- 3月11日(木) 市医師会から市に紛失の報告

### 3 今後の対応

検診票等を紛失しました66名の受診者の方に対し、市職員が個別に訪問し、本件の経 緯についてご説明し、おわびいたします。

なお、市医師会から当該医療機関に読影会での判定結果が記録された検診票の控えを複写して送付しており、検診結果については、既に受診者に通知されております。

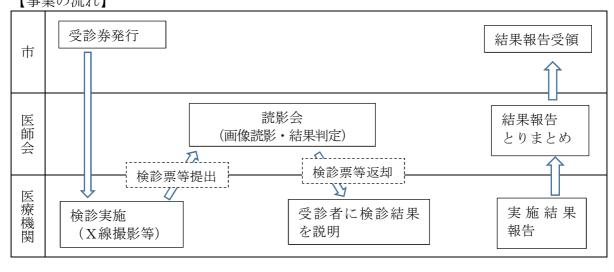
また、市医師会に対しては、従来から検診事業に係る書類を厳重に管理・保管するよう 指導してきましたが、今回の事案を踏まえ、市においても、書類等の取扱い方法等につい て検証するとともに、指導を更に徹底して行い、再発防止に努めてまいります。

# ※ 肺がん施設検診について

健康増進法に基づき、40歳以上の市民を対象とした検診で、市医師会に委託し、市内協力医療機関で検診を実施しています。

肺がん施設検診では、受診者が市内協力医療機関で受診した後、各医療機関は、検診票及び画像を南メディカルセンターに送付し、検診票及び画像をもとに複数の医師で画像読影・結果判定(読影会)を行っています。

# 【事業の流れ】



問合せ先

健康増進課成人保健班 042-769-8322 (直通) 対応責任者 有本、廣田